

感染症の予防のための 施策の実施に関する計画 (千葉県感染症予防計画)

概要版

令和6年3月

保健福祉局 医療衛生部 医療政策課

千葉市感染症予防計画の概要 1

趣旨	<p>市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備え、感染症対策の一層の充実を図るため、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（予防計画）を策定する。</p>
計画の位置づけ	<p>本計画は、感染症法に基づき、国の感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針及び千葉県感染症予防計画に即して策定する。</p> <p>また、本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、千葉市新型インフルエンザ等対策行動計画と整合性を確保するものとする。</p>

千葉県感染症予防計画の概要 2

計画策定のポイント	<ul style="list-style-type: none">● 新興感染症の対応に係る体制の充実を図る。● 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえて、検査体制や保健所体制、人材の養成・資質の向上について数値目標を設定
計画期間	令和6年4月1日から6年間。（感染症の状況に応じて適宜見直し）

数値目標を設置する項目	数値目標（案）
検査体制	環境保健研究所の検査の実施能力（376件/日） 検査機器数（2台）
人材の養成・資質の向上	保健所職員等の研修・訓練の回数（年1回以上）
保健所の体制整備	流行開始から1か月において想定される業務量に対応する人員確保数（210人/日）

主な記載事項

項目	概要
第1 感染症の予防の推進の基本的な方向	普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組む。また、健康危機管理の観点に立った迅速、かつ、的確な対応を図る。
第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	感染症の発生の予防のため、感染症発生動向調査や予防接種等を実施する。
第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	感染症のまん延の防止のため、感染症法に基づく就業制限等の措置を行うほか、積極的疫学調査等を行う。
第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	感染症対策を科学的知見に基づいて推進するため、感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究を行う。

項目	概要
第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	検査の実施体制、検査能力を確保するため、環境保健研究所の体制整備や関係機関・関係団体との連携を行う。
第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	(県計画に基づいて対応)
第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	保健所と関係部局が連携し、患者の医療機関への移送体制を確保する。
第8 宿泊施設の確保等に関する事項	(県計画に基づいて対応)
第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	外出自粛対象者の健康観察の体制を整備するとともに、食料品等を支給するなどの生活上の支援を行う。
第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整及び指示の方針に関する事項	(県計画に基づいて対応)

項目	概要
第1-1 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	保健所職員に対する研修の充実等により、感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上を図る。
第1-2 保健所体制の強化に関する事項	保健所の体制を強化するため、人員体制や設備を整備するほか、応援受け入れ体制の構築等を図る。
第1-3 感染症に関する啓発、知識の普及と患者等の人権の尊重に関する事項	関係機関と連携し、感染症についての正しい知識の普及を図る。また、患者等の人権を尊重するため、差別・偏見をなくすことや個人情報の保護等に配慮する。
第1-4 緊急時における対応	平時から県や関係機関・関係団体と連携を密にする。また、緊急時には情報共有を強化するとともに、相互に必要な協力を行う。
第1-5 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	医療機関等の施設内感染対策や災害防疫、動物由来感染症対策等を実施する。